

■目次■

- (1) 法人のあらまし
- (2) 法人の組織体制
- (3) 中期目標・中期計画・年度計画
- (4) 令和3年度予算
- (5) 独法化後の状況
 - ①飼育部門の体制強化の効果
 - ②診療部門の専門化の効果
 - ③その他、独法化の効果
- (6) 園運営の状況

(1) 法人のあらまし

法人のあらまし

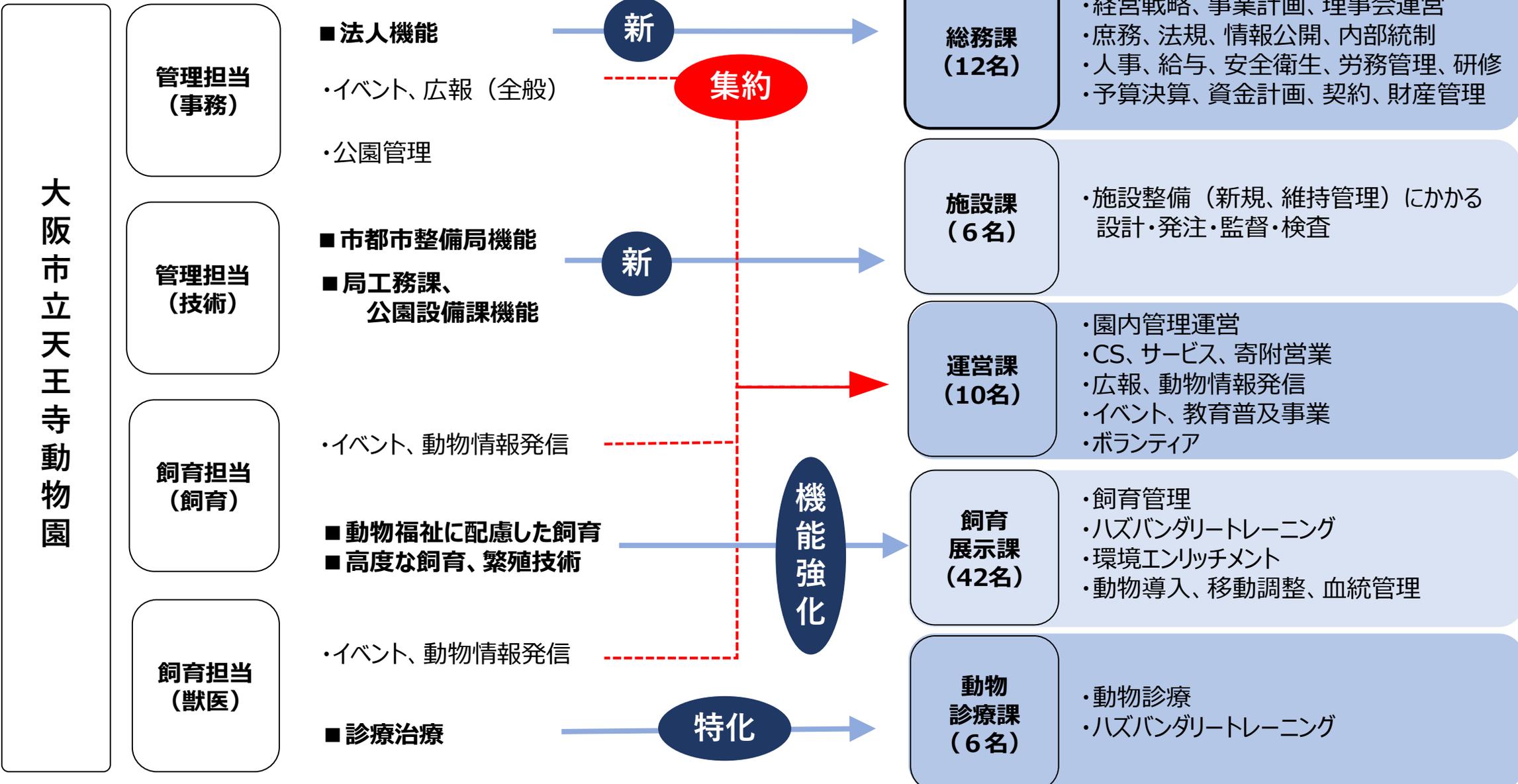
名称 (定款第2条)	地方独立行政法人天王寺動物園												
目的 (定款第1条)	この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、 <u>動物園を設置して、動物を導入し、飼育して公衆の観覧に供するとともに、動物の生態に関する調査研究及び教育活動を行い、併せて絶滅のおそれのある動物（以下「希少動物」という。）の繁殖その他希少動物の種の保存に資する活動を行うことにより、動物の生態についての市民の理解と関心を深めるとともに、環境保全に関する市民の意識の醸成を図り、もって生物多様性の保全に寄与することを目的とする。</u>												
設立	<p>【令和3年3月23日総務省認可 同年4月1日設立】</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の設立団体は大阪市とする。（定款第3条） 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。（定款第5条） 												
組織	<ul style="list-style-type: none"> 法人に、役員として、理事長1人、副理事長1人、理事2人以内及び監事2人以内を置くものとする。ただし、副理事長を置かないことができる。（定款第8条） 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。（定款第12条） 												
役員	<table border="0"> <tr> <td>理事長</td> <td>山中</td> <td>諄</td> </tr> <tr> <td>副理事長</td> <td>野村</td> <td>俊明</td> </tr> <tr> <td>理事兼園長</td> <td>向井</td> <td>猛</td> </tr> <tr> <td>監事</td> <td>吉田</td> <td>恭子</td> </tr> </table>	理事長	山中	諄	副理事長	野村	俊明	理事兼園長	向井	猛	監事	吉田	恭子
理事長	山中	諄											
副理事長	野村	俊明											
理事兼園長	向井	猛											
監事	吉田	恭子											

≪ 組織図 ≫



役員を含めた総職員数：81名

(2) 法人の組織体制



(2) 法人の組織体制【詳細：飼育部門の体制強化】

大阪市直営下 (R2)	
技能統括・部門監理主任	4名
主任	9名
動物専門員	3名
飼育専門員	17名
会計年度職員	2名
合計	35名



独法化後 (R3)	
係長	4名
リーダー	9名
動物専門員	5名 (+2名)
飼育専門員	24名 (+7名)
アルバイト	2名
合計	44名

- ◆ 動物専門員：飼育専門員とは異なり特定の飼育担当動物を持たず、専門的な知識を生かしながら、動物福祉の向上や各機関と連携した調査研究などを担当する職員。
- ◆ 飼育専門員：担当する動物の給餌や獣舎の清掃などの日常的な業務を始め、動物の体調管理やトレーニング、繁殖などを担当する職員。

(3) 中期目標・中期計画・年度計画

	中期目標	中期計画	年度計画
根拠法	地独法第25条	地独法第26条	地独法第27条
策定主体	市	法人	法人
性質	<p>設立団体が法人に対し、達成すべき業務運営の目標を付与するもので次の2つの側面がある。</p> <p>①法人が中期計画を策定する際の指針</p> <p>②<u>法人の業務の実績を評価する際の基準</u></p>	中期目標を達成するために期間中に実施すべき事項を定めたもの	中期計画に定めた事項のうち、当該年度に実施すべき事項を定めたもの
期間	5年	5年	1年
手続き	評価委員会の意見を聞き、議会の議決を経る	市の認可を受ける	市に届出を行う
資料番号	【別紙1】	【別紙2】	【別紙3】

抽象的

具体的

(3) 中期目標・中期計画・年度計画

中期目標・中期計画・年度計画の章立て及び対応関係

中期目標 (法25条)

- 1 中期目標の期間 (R3.4~R8.3)
- 2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 4 財務内容の改善に関する事項
- 5 その他業務運営に関する重要事項

中期計画 (法26条)

- 1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
- 2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
- 3 予算 (人件費の見積りを含む。)、
収支計画及び資金計画
- 4 短期借入金の限度額
- 5 出資等に係る不要財産又は出資等に
係る不要財産となることが見込まれる
財産がある場合には、当該財産の
処分に関する計画
- 6 前号に規定する財産以外の重要な財産
を譲渡し、又は担保に供しようとする
ときは、その計画
- 7 **剰余金の使途**
- 8 その他設立団体の規則で定める業務運営に
関する事項

年度計画 (法27条)

80項目

41項目 (事業内容面)
⇒動物導入・動物福祉等

13項目 (組織運営面)
⇒職員研修・人材育成等

8項目 (収支面)
⇒入園料外収入増等

18項目 (規律面)
⇒内部統制等

(4) 令和3年度予算

【法人予算】

(単位：百万円)

収入			支出		
区分	説明	金額	区分	説明	金額
運営費交付金	【大阪市予算】参照	1,052	業務経費	動物飼育費用・獣舎修繕費用等	826
施設整備費補助金	【大阪市予算】参照	26	人件費	職員給与・退職手当等	545
入園料収入	年間パス・周遊パス含む	416	一般管理費	光熱水費等	207
入園料外収入	寄附金・広告収入等	110	施設整備費	獣舎整備にかかる設計費等	26
合計		1,604	合計		1,604

【大阪市予算】

(単位：百万円)

支出		
区分	説明	金額
運営費交付金	法人の業務の財源に充てるため、必要な額を市から交付するもの（地独法第42条に基づく）	1,052
施設整備費補助金	法人が実施する施設・設備の整備にかかる費用を市から補助（補助率：10/10）するもの（市要綱に基づく） （R3：ホッキョクグマ舎基本設計・日本の森ゾーン基本計画）	26
重点施策経費	直営時代に着手していた施設整備について、市が引き続き実施するもの （R3：ふれあい家畜・小動物舎及びペンギン・アシカ舎の工事費）	350
合計		1,428

【参考】現在工事中の施設

ふれあい家畜・小動物舎



ペンギン・アシカ舎



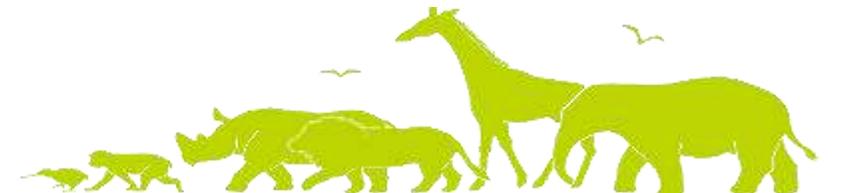
■飼育部門の体制強化の効果

✓飼育現場の活性化

- ・市時代は新規採用者凍結により、職員の高齢化が進んでいたが、新規採用を行ったことで若返りが図られ、積極的な意見交換、情報交換が行われている。
- ・新規採用者は他園での経験者も多く、他園でのノウハウなどの知見を得ることができている。

✓動物福祉の取組み

- ・環境エンリッチメントやハズバンダリートレーニングの更なる取組みも可能となった。
- ・現在は、取組み強化に向け、動物観察等の基本的な事項の習得や行動分析学の講習会を実施するほか、ケーススタディ勉強会も今後行う予定としている。



■診療部門（動物診療への特化）

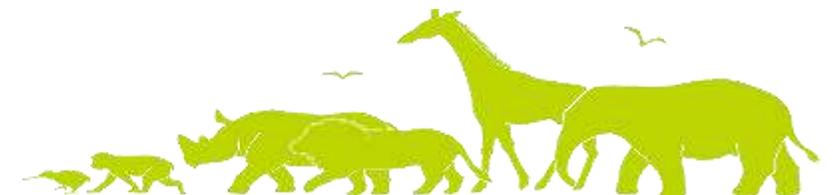


✓ 動物福祉の取組み

- ・ハズバンダリートレーニングの取組みと協同し、単回での治療では効果が望めない歯科治療に、継続して取り組んでいる。

✓ 大学との連携の取組み

- ・府立大学との連携協定に基づき、病理学の術式や採材の手法などの指導を受け、正確な病理診断につながった。その結果、不必要な治療を回避。



■その他

✓改修工事、物品調達の迅速化

- ・比較見積もり（予定価格250万円以下）による発注が可能となったことで、契約から施行、完了まで工期短縮、コスト圧縮が図られている。

【例】○トイレ改修工事（シャワー室への転換）

期間：約7.5月短縮 コスト：約450万円削減

○ユニフォーム買入

期間：約1月短縮

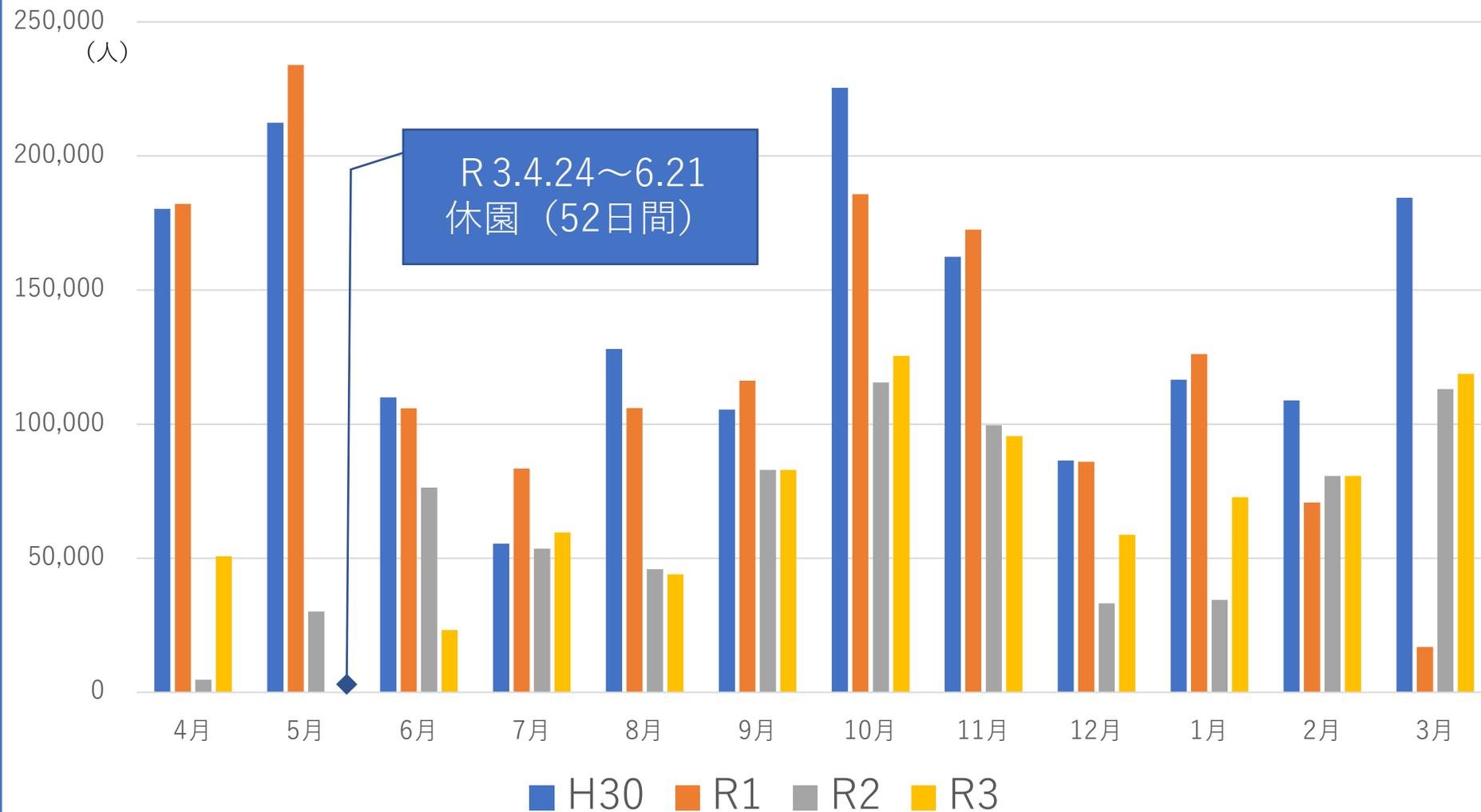
✓意思決定の迅速化

- ・毎月1回の理事会のほか、週1回理事長報告会議を開催し、意思決定と情報共有が迅速かつ綿密である。



(6) 園運営の状況

月別入園者数 (H30~R3 見込み)



年間入園者数	
H30	1,675,822
R1	1,485,780
R2	770,138
R3	812,377 (見込み)

- 【参考】 コロナによる休園
- R元年度
R2.3.3~R2.3.23 (19日間)
 - R2年度
R2.4.8~R2.5.25 (42日間)

※休園の日数に定例の休日(月曜)は算入していない。

(6) 園運営の状況

R3入園料収入（予算比較）



年間見込み

予算	416,338
見込	237,214
差引	△179,124 千円